

## 「シーケンス制御」職種の受検資格等の取扱いについて

### 1 基本的考え方

シーケンス制御職種については、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）として実施されていたものが独立し、新職種として設置されたものです。

当該職種については、電気機器組立て職種とは別に新職種として設置されているため、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格者は、経過措置に定める場合を除き、当該職種に合格したものとみなされません。

なお、受検に必要な実務経験については、改正後のシーケンス制御職種に係るものであれば、令和4年度以前の経験を通算して差し支えないものとします。

### 2 個別事例

#### 【問1】

特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに特級電気機器組立て職種の実技または学科のいずれかに合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

#### 【回答】

特級電気機組立て職種の片側合格者については、特級シーケンス制御職種の免除は認められません。

#### 【問2】

特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに1級電気機器組立て（シーケンス制御作業）の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

#### 【回答】

特級シーケンス制御職種の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります（1級電気機器組み立て職種（シーケンス作業）合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種の受検は認められない。）。

#### 【問3】

特級「電気機器組立て」受検申請者のうち、昨年度までに1級電気機器組立て（シーケンス制御作業）の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか（受検の可否等）。

#### 【回答】

1級電気機組立て職種の合格者については、シーケンス制御作業で合格した者を含め、合格後実務経験5年で特級電気機器組立て職種の受検が可能となります。

**【問4】**

1・2・3級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに電気機器組立て（シーケンス制御作業）に合格した者（技能検定合格、実技合格、学科合格）はどのように取り扱うのでしょうか。

**【回答】**

電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格者については、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められない。

なお、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の片側合格については、シーケンス制御職種の片側が免除となります（改正省令附則第三条第七項）が、もう片側を受検する際に必要となる実務経験年数には、改正前の実務経験（シーケンス制御職種に関するものに限る。）を含めることができます。ただし、下位級合格による実務経験の短縮については、シーケンス制御職種の下位級の合格日が起算日となります。

**【問5】**

改正前の電気機器組立職種（シーケンス制御作業）の1級、2級又は3級に合格した者について、経過措置により、シーケンス制御職種1級、2級又は3級の学科試験および実技試験にそれぞれ合格したものとみなして差し支えないか。

また、当該の者において、シーケンス制御職種の1級、2級又は3級に学科試験免除及び実技試験免除により受験申請が行われた場合、これを受け付け、合格として差し支えないか。

**【回答】**

前段及び後段いずれについても、差し支えありません。

なお、改正前の電気機器組立職種（シーケンス制御作業）の1級、2級又は3級に合格したことをもって、シーケンス制御職種の1級、2級又は3級に合格したものとみなすものではありません。

（令和5年10月23日「厚生労働省事務連絡」より抜粋）